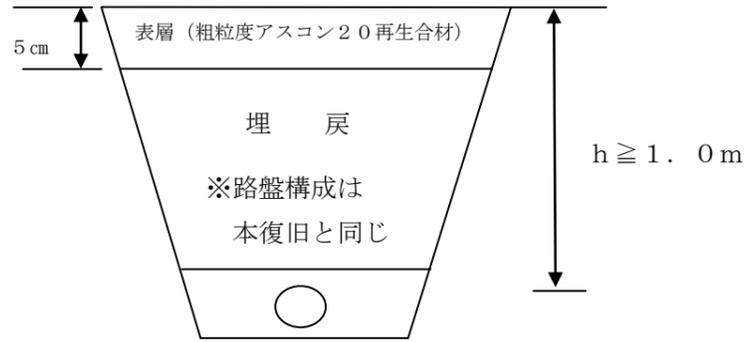


道路路面復旧の舗装構成

(仮復旧)

- 埋戻しは、土工指針に基づいて、概ね20cm毎に転圧し、路盤材は各層毎に十分な転圧を行うこと。
- 本復旧までの間、常時パトロールを行い事故防止に努めること。

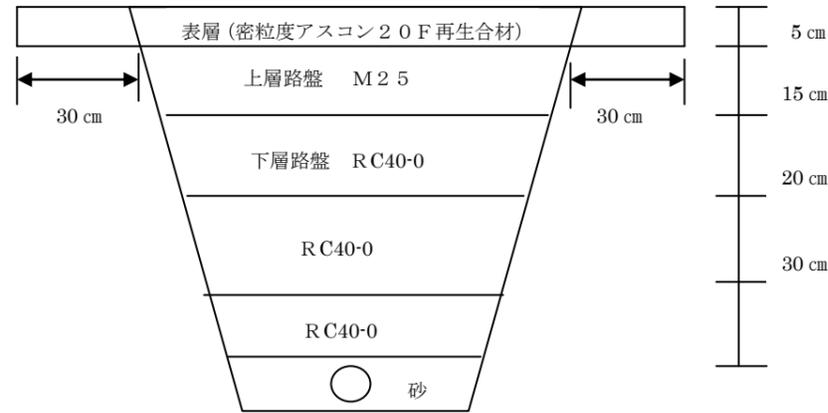


(注) 管渠を埋設する際は、GLより管頂までの距離が1.0m以上となるように施工すること。

(本復旧)

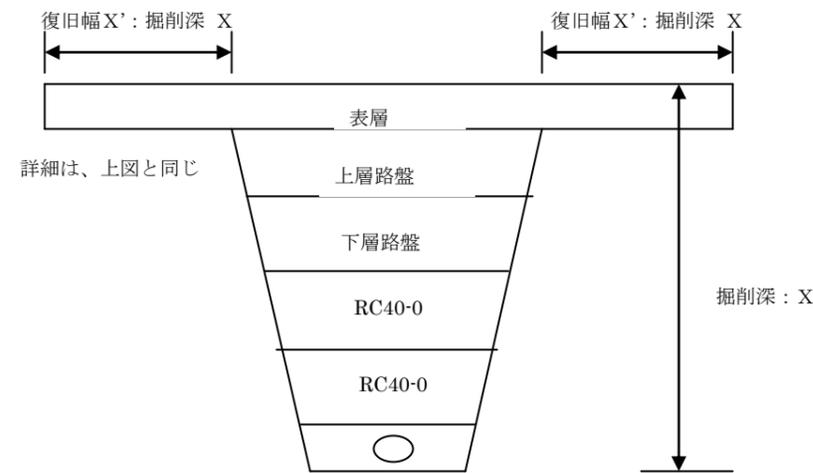
- 原則として現況の舗装厚に復旧すること。
- 原則として、工事後6ヶ月経過してから本復旧を行い、本復旧完了後仮復旧後の写真と竣工写真を添付の上、完了届を提出のこと。また、本復旧後2年間は責任を持って管理するものとし、常時パトロールを行い事故防止に努めること。
- 本復旧の際、カッター線を舗装に摺り合わせにより消し、表函等については、段差がつかないように摺り合わせること。

(舗装工事後5年以上の場合)



※自転車道及び歩道の構成については、協議すること。

(舗装工事後5年以内の場合)

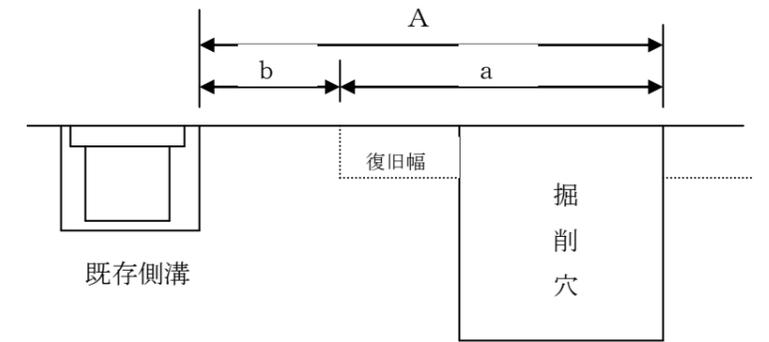


※X = X' となる様に復旧を行うこと。

下諏訪町建設水道課 (平成21年7月より適用)

(残存部分の本復旧)

- 指示のあった復旧幅をとり、舗装絶縁線 (既存側溝等) との距離が1.2m未満となった場合、本復旧の対象とする。



(例1) bの幅が1.2m以上の場合：復旧対象幅・・・a

(例2) bの幅が1.2m未満の場合：復旧対象幅・・・a + b = A

※他の構造物に影響を及ぼさない為に、50cm離して掘削を行うこと。

- 指示のあった復旧幅をとり、各戸引込管掘削部分との距離が3.0m未満となった場合、影響部分として本復旧の対象とする。また、図示されたもののみでなく、同じ時期に2箇所以上の掘削を行う場合も本基準を適用する。

